

在学中又ハ退学後一年以内ニ其研究事項ニ付キ論文ヲ学長ニ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ該当スル者ノ外学位ヲ請求スル者ハ履歴書ヲ添へ其請求スル学位ノ種類ヲ指定シテ論文ヲ学長ニ提出スヘシ

第三条 論文ハ一編ニ限ル但シ参考トシテ他ノ論文ヲ添ヘテ提出スルコトヲ妨ケス

審査ノ為必要アルトキハ学部教員会ハ学位請求者ヲシテ論文ノ副本、訳文ヲ提出セシムルコトヲ得

第四条 第二条第二項ニ依リ学位ヲ請求スル者ハ論文ノ提出ト共ニ審査手数料百円ヲ納付スヘシ

既納ノ審査手数料ハ之ヲ還付セス

第五条 論文ハ学長ニ於テ学部教員会ノ選定シタル三人以上ノ委員ヲシテ之ヲ審査セシム

前項ノ審査委員ハ當該学部ノ教授又ハ講師ノ中ヨリ之ヲ選定ス但必要アル場合ニ於テハ他学部ノ教授又ハ講師ニ之ヲ嘱託スルコトヲ得

第六条 審査委員ハ一年以内ニ審査ノ結果ヲ学長ニ報告スヘシ但特別ノ事情アルトキハ学長ノ承認ヲ得テ審査期間ヲ延長スルコトヲ得

第七条 学長審査委員ノ報告ヲ受ケタルトキハ学位ノ種類ニ応シ当該学部ノ教員会ニ審査ノ結果ヲ付議ス

第八条 学部教員会ニ於テ学位ヲ授与スヘキモノト議決シタルトキハ学長ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ学位ヲ授与シ学位記ヲ交付ス

第一条 本学ニ於テ授与スル学位ハ左ノ三種トス

法学博士
経済学博士
商学博士

○中央大学学位規程と教員会規則 先般文部大臣の認可したる中央大学学位規程並に同大学学部教員会規則左の如し
中央大学学位規程

672 中央大学学位規程と教員会規則

〔『法学新報』第31卷10(358)号 大正10年10月5日〕

第一条 本学ニ於テ授与スル学位ハ左ノ三種トス

法学博士
経済学博士
商学博士

第二条 本学大学院学生ニシテニ年以上研究ニ從事シタル者ハ

付ス

第九条 学位ヲ有スル者其栄誉ヲ汚辱スル行為アリタルトキハ

学長ハ当該学部教員会ノ決議ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ経テ学

位ノ授与ヲ取消シ学位記ヲ還付セシム

第十条 学位記ノ様式左ノ如シ

学位記

氏名

中央大学教員会ハ大正何年何月何日提出ニ係ル論文

……ヲ審査シ学位ヲ授クヘキモノト議決シタリ
仍テ学位令ニ依リ茲ニ何学博士ノ学位ヲ授ク

年月日

中央大学学長 氏
名

中央大学学部教員会規則

第一条 各学部ニ教員会ヲ置キ当該学部ノ教員ヲ以テ之ヲ組織

ス

教員会ハ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 学科課程其他授業ニ関スル事項
- 二 試験ニ關スル事項
- 三 学則其他ノ規程ニ於テ教員会ニ付議スルコトヲ必要トスル事項
- 四 其他学長又ハ学部長ノ諮問シタル事項

第二条 数員会ハ学長又ハ学部長之ヲ召集ス

第三条 教員会ノ議事ハ出席教員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第四条 学位授与ノ決議ヲ為スニハ当該学部ノ教員三分ノ二以

上出席シ其三分ノ二以上ノ同意アルコトチ要ス

学位授与取消ノ決議ヲ為スニハ当該学部ノ教員三分ノ二以上出

席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五条 前条ノ決議ヲ為スニハ無記名投票ニ依ル